

歴史の謎の中で：民の不信実と神の真実の勝利

まず、詩編78編9節から39節を祈りつつ読んでみよう。歴史的出来事の「意味」を知ろうとすると不条理、理不尽さに満ちていて「謎」だらけである。しかしその中に神の救済史を読み取ることもできよう。「エフライムの子ら」の裏切り（9節）に触れているので（ギルボア山での戦いにおけるサウルの死とダビデへの選びへ、ラケル族からユダ族の移行？、あるいは、ユダに同盟を申し入れた際のシリア、エフライム戦争のことか）、この詩は北イスラエルではなく、エルサレム神殿礼拝と南ユダ王国の伝統を汲んでいるのかもしれない。（5節参照）この詩には、イスラエル人の出エジプトの記憶と荒野の40年における神の数々の奇跡的恵み（救済史）が語られ、「にもかかわらず」、彼らは主なる神に不従順であったこと、神は彼ら彼女らに憤りを覚えられたが、「にもかかわらず」、神はイスラエルを憐れまれたことが歌われている。39節は「ノアの洪水物語」の虹の約束を髣髴とさせる。神はイスラエルを、人間を、彼ら彼女らが「肉に過ぎず、風のように空しい存在であるがゆえに」御心に留められたという。後代の信仰者、キリスト者として生きる私たちの現在の日毎の生き方にあてはめつつ、欲望に支配され、偶像礼拝に陥りがちな私たちの姿を反省・熟考してみよう。参照「申命記」32章の「モーセの決別の歌」。

1. 文脈的枠組み

8節の「先祖のようにならないように」を受けて、荒野世代の過ちを記憶し、同じ過ちに陥らず（エフライムの弓を射る者のようにならないように、9節）、信仰を保持し続けることを勧める文脈

1-1 「忘れる」（11節）、「信じない」（22節）の反対が「記憶する」「心に留める」（39節ザーコル）である。神は人に心に留め、他方、人は神と隣人とことをしばしば「忘れる」。「契約」については3を参照。

1-2 なぜ、彼ら彼女らは神に信頼しないのか？ それは彼女彼らが「欲望」に捉われているからであるという。「欲望」（18節）については、ヘブライ語原典は違う言葉ではあるが、30節にも登場し、29節では神は彼ら彼女らの「欲望」を満たして下さったとも言われている。食欲、そして、安全な場で生きること（衣食住の衣と住）への欲求は必ずしも悪いことはないが、人はいつも過度に求めること、自分たちだけでそれらを満たそうと考えて「思い煩い」や「忘恩」に捉われる。あるいはここでは「欲望」「願望」の量が問題であるのではなく、願望の「方向性」が誤っており、神を求めるのではなく、神を蔑ろにして「もの」を求めることが問題とされているのだろうか。過度の欲望と偶像礼拝（礼拝の方向性の喪失）の問題である。

1-3 紅海渡渉の奇跡（12-13節）

1-4 荒野での導き：雲と火による臨在（14節）

1-5 水の少ない、あるいは無い砂漠で岩から水を出させて下さった（15節 出エジプト 15:22-25、出 17:1-7）

1-6 パンの不足に神は「マンナ」を与えられた（22節、出エジプト 16:1-）

1-7 肉（蛋白源）の欠乏に「鶉」を与えられた（23-29節、出エジプト 16:13）

2. 民の不信仰・疑い、「試み」、不従順・反逆・抵抗に対し、神は怒りで対応されるが（31 節は民数記 11:3 参照）、イスラエルの民が、死の危機に直面したとき、「神を求め、立ち帰って、捜し求めた」という信仰の片鱗も語られる。しかし、そのわずかな信仰の片鱗も口先ばかりで、内実のないものであった（35-37 節）と回顧する。

3. 「神との契約」（37 節 ベリート）

ここで、イスラエルは、「契約」に忠実ではなかった（彼らはアーメンではなかった！）と言われ「契約」に言及されている。「契約」については、10 節「契約を守らず」と一度言及されている。「契約」とは一般的には対人関係における相互利益、相互扶助の双務契約、約束であるが、聖書においてはその根底に神と人、あるいは神と民との相互信頼の約束が締結されていると考えられている。「契約」は「戒め」「定め」と関係づけられている。この両者を含むのが「トーラー」である。この「契約」思想を強調したのが改革派神学であった。「契約」にも、ノアとの契約（創世記 9 章）、アブラハムとの契約（創世記 15 章、17 章）、律法の授与とセットにされた契約（出 34 章、申命記 5 章）、ヨシュアによる神の前での 12 部族の契約（ヨシュア 24 章）などがあり、キリスト者はイエス・キリストにおいて「新しい契約」を結んでいる（マルコ 14:25、ルカ 22:20）。特にバプテストはバプテストマと入会式において新しい会員と「相互契約」を結んでいる「契約共同体」である。この点が現在では非常に不鮮明になっている。今日の、旧統一協会と保守政治家たちとの曖昧な関係も極めて日本的であり、全くの「契約」概念のなさであろう。カルト問題における「脱会」についてはバプテスト教会の場合は微妙である。原則として教派に拘らず、他の教会から要請があれば「転籍」を認めるが、単なる「脱会」を認めないことに問題はないか？バプテストを含めたキリスト教界の場合、「脱会」に絡んだ金銭の授受、強要はないので法的には適正であると信じる。「洗脳」「マインドコントロール」については、脱会の際、教会もある種の「洗脳」を行っているのではないかと、キリスト教の牧師や家族が訴えられたことがあった。要注意。

4. 神の忍耐と恵みの勝利（38 節）

神は憐れみ深く、罪を贖われる。神は彼らを滅ぼすことなく、繰り返し怒りを静め/憤りを尽くされることはなかった。「語り手の教えが向かう所は怒りではない。審判は確かに主のみ言葉であるが、それは最後の言葉ではない。最後の言葉は恵みの勝利である。民は挫けたが、民の挫折は神の挫折ではない。神は不信仰に打ち勝っておられる。先ず第一に勝利は赦しによるものである。」（メイズ）

5. 人間の脆弱性への神の洞察（39 節）

「御心に留める」の対象は一般にイスラエルの民や契約などに対してであるが、ここでは神は、「人間は肉にすぎず（bāsār）/過ぎて再び帰らない風（rūah）であること」を思い起し、心に留めるという。心打たれるものがあり、ノアへの言葉の反響が感じられる。「人に対して大地を呪うことは二度とすまない。人が心に思うことは、幼いときから悪いのだ。」（創世記 8:21 節）神の諦念というより、弱い人間のそのままの受け入れである。民の不信実に対応するものは神の怒りではなく、神の真実と憐れみの勝利なのである。